

子育て情報にかかるコンテンツ制作・
広報等業務委託仕様書

令和 7 年 10 月

福岡市こども未来局こども政策部こども政策課

子育て情報にかかるコンテンツ制作・広報等業務委託仕様書

1 件名

子育て情報にかかるコンテンツ制作・広報等業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和8年3月 31 日まで

3 履行場所

福岡市こども未来局こども政策部こども政策課 外

4 事業の目的

福岡市(以下「本市」という。)では、子どもを望む人が安心して生み育てられるよう、情報提供の充実に取り組んでおり、「ふくおか子ども情報サイト」等での情報発信を行っている。

このような情報発信に加え、SNS 等によるプッシュ型での広報を行うことにより、子育てに対する安心感を高めるとともに、実際に支援を利用してもらうことで子育てにかかる負担の軽減を図ることを目的とする。

5 ターゲット

主に、本市内に在住、在勤又は在学している、現在子育て中や子育てに関心がある者

6 委託業務の内容

受注者は、契約後速やかに実施計画書を提出し、発注者と十分に協議しながら、以下の業務を行うこと。

(1) 画像・投稿文制作

① 業務内容

- SNS 投稿用の画像及び投稿文を制作すること。
- 投稿するテーマは、市の子ども・子育てに関連する情報で市が指定するもの(子育て支援策、しつけや発育、食事といった子育てに役立つ情報、市内の遊び場や施設、イベント情報を想定)を基本とするが、受注者にて企画・提案することも可とする。
- 制作に当たっては、現場取材や写真撮影などを行うこと。写真撮影ができない、または撮影対象がない事業については、イラスト制作やイメージ画像の利用などで対応すること。
- 投稿するテーマの関連ページが市 HP(ふくおか子ども情報サイトなど)に存在する場合は、関連ページへのスムーズなユーザー導線を確保できるよう提案すること。
- SNS の特性、ユーザー行動、テーマの特徴・特性等を考慮し、誰が見てもわかりやすく、興味関心がない人でも読みたくなる、見たくなるコンテンツとなるよう、構成やビジュアル、編集、表現などを工夫すること。

② 用途

- ・ 市の子ども・子育て情報専用のインスタグラムアカウント(@kosodate.fukuoka)によるフィード、リール、ストーリーズ投稿。
- ・ 市が運営する他のインスタグラムアカウントや、X、LINE VOOM、Facebook その他の SNS アカウントでの投稿もあり得る。

※ 制作した画像・投稿文にかかる SNS 投稿業務は、本業務委託の内容に含まない。

③ 本数

- ・ 20 本以上の本数を自由に提案すること。

④ 画像

- ・ 投稿先の SNS に応じた形式、サイズで制作すること。
- ・ 1投稿当たりの画像枚数は内容に応じて柔軟に対応すること。
- ・ 予めフォーマットを制作するか、都度デザインを制作するか等の指定はなく、提案による。
- ・ 画一的なビジュアルにならないよう制作対象に応じて工夫すること。

⑤ 投稿文

- ・ 取材等を通じ、簡潔でわかりやすい投稿文を作成すること。

⑥ 留意事項

- ・ 制作期間として、取材日(取材が発生しない場合は、発注者がテーマを指定した日)の翌日から起算して 5 営業日以内に初稿を提出、修正指示を受けた場合その翌日から起算して 3 営業日以内に修正版を提出することを目安とする。
- ・ 企画、構成、撮影、編集、その他制作にあたって発生する権利処理等の一切の業務を行うこと。

(2) ショート動画制作

① 業務内容

- ・ 次に掲げる本市の子育て支援策について、視聴者が関心を持ち、必要に応じて利用したくなるような 30 秒以内の紹介動画を制作し納品すること。

【紹介する本市の子育て支援策】

- i) 産前・産後母子支援センター
- ii) 子どもショートステイ
- iii) ひとり親家庭センター及びひとり親家庭情報ポータルサイト
- iv) プレコンセプションケアセンター

- ・ 動画の制作にあたっては、子育て支援策の内容を直感的に理解でき、且つ、エンターテインメント的な要素を取り入れるなど、ターゲットの興味関心を惹き、最後まで飽きずに視聴したくなるような工夫を凝らしたものとすること。

② 規格

- ・ 子育て支援策 1 つにつき、動画は 1 本(計 4 本)とする。
- ・ 具体的な構成やアスペクト比、秒数については、「6(3)広告配信」等を踏まえ、提案すること。

- 解像度はフルハイビジョン、フレームレートは 30 フレーム/秒とする。
- スマートフォンでの視聴を想定し、テロップを適宜挿入するなど、無音でも内容が伝わるものとする。
- 多言語に対応するため、字幕データはネパール語、ベトナム語に翻訳すること(ネイティブチェック含む)。なお、英語、中国語(簡体字)、韓国語については、本市で翻訳予定のため、本業務委託の内容には含まない。
- 4 本のショート動画とは別に、本市デジタルサイネージ等での放映を想定したダイジェスト動画(画面比率は 16:9 とし、解像度はフルハイビジョン(1920×1080)、フレームレートは 30 フレーム/秒)を 1 本制作すること。

③ 留意事項

- 動画の校正は3回以上行い、配信前には1回以上映像チェックを行えるようにすること。校正や映像のチェックには、1週間以上の期間を設けること。
- 企画、構成、撮影、編集、その他制作にあたって発生する権利処理等の一切の業務を行うこと。

(3) 広告配信

① 業務内容

- 「6(2)ショート動画制作」において制作した動画 4 本及び発注者が昨年度制作した子育て支援にかかる 30 秒のショート動画 10 本について、ターゲットに対する効果的かつ効率的な SNS 広告配信を企画・提案すること。

【発注者が昨年度制作した子育て支援にかかるショート動画】

- i) おむつと安心定期便
<https://www.youtube.com/shorts/v8lbc7di2U0>
- ii) 産前・産後ヘルパー派遣事業
<https://www.youtube.com/shorts/RgTlcqJNBzY>
- iii) 産後ケア事業
<https://www.youtube.com/shorts/K6jrBDAIef0>
- iv) ベビーシッター派遣事業
<https://www.youtube.com/shorts/PVolnRLqQcc>
- v) 母子巡回健康相談
<https://www.youtube.com/shorts/w2WVyzEi5oE>
- vi) 親子のための相談LINE
<https://www.youtube.com/shorts/38nPkKtCm8>
- vii) こどもの発達相談
<https://www.youtube.com/shorts/em9sh2hRMGw>
- viii) 中央児童会館あいくる
<https://www.youtube.com/shorts/jlpPgFJQPgg>
- ix) 子どもプラザ
<https://www.youtube.com/shorts/v6EgA3qVccg>
- x) 子育て交流サロン
https://www.youtube.com/shorts/NzQQ_eX75G8

- 最終的な配信先は、市と協議の上、決定すること。
- 「6(4)効果測定」における改善策を踏まえ、各SNS広告の表示回数の配分を変更する場合は、変更後の表示回数案を市に提出すること。

② 留意事項

- 広告配信のほか、市が運営するInstagramアカウントや、X、LINE VOOM、Facebook その他の SNS アカウントでの投稿や本市公式 YouTube「福岡チャンネル」での配信もあり得る。

(4) KPI の設定及び効果測定

① 業務内容

- 本事業の目的を踏まえ、「6(1)画像・投稿文制作」において制作したコンテンツの投稿及び「6(3)広告配信」について、最適なKPIを提案・設定するとともに、2 回以上の効果測定を実施し、適宜、改善策と併せて発注者へ報告すること。

(5) 業務マニュアル等の作成

① 業務内容

- Instagramアカウント(@kosodate.fukuoka)を運用するための「業務マニュアル」を作成すること。SNS に関する知識がない者であっても運用できるよう、用語や機能について解説するほか、「6(1)画像・投稿文制作」において制作したコンテンツをInstagramに投稿するための一連の作業を掲載すること。
- 本市の信頼性やイメージを損なわないよう、また、トラブルや炎上を防止することを目的に、具体的な行動基準やルール、投稿内容のチェックリストなどを示した「ガイドライン」を作成すること。

② 留意事項

- 提出時期や具体的な掲載内容は発注者と協議のうえ決定する。

(6) その他

- 本事業の実施にあたり、効果的な広報に資する企画があれば自由提案とする。
(例：インフルエンサーの起用 等)

7 実施スケジュール(予定)

令和7年 11 月

実施計画書の提出

令和7年 11 月～令和8年3月 制作・納品・広告配信及び効果測定の実施(完成品から順次)

8 納品物

下記の項目について、紙(A4 版フルカラー片面印刷)及び DVD(データ)を各 1 部納品すること。

	項目	形式	補足
全般	①実施計画書	紙及び PDF	
	②実施結果報告書	紙及び PDF	
	③素材一覧表	PDF 及び Excel	イラスト、撮影素材、撮影場所等を記載すること
画像・投稿文制作	④制作した画像・投稿文	投稿先の SNS に応じた形式データ	
	⑤写真データ	JPEG	
ショート動画制作・広告配信	⑥制作した動画	MP4 及び WMV	・子育て支援策を紹介する動画 4 本 ・上記のダイジェスト動画 1 本
	⑦動画素材	・収集・制作した画像・映像データ ・制作した編集データ	納品後に子育て支援制度が変更された場合等に修正利用することがある
業務マニュアル・ガイドライン	⑧マニュアル・ガイドライン一式	紙及び Word	

9 著作権等について

- (1) 納品物の著作権その他関係法上の一切の権利は発注者に帰属するものとする。
- (2) 受注者は、納品物に係る著作権人格権を行使しないものとする。また、受注者は本委託における納品物の制作に関与したものについて、著作権を主張させず、著作権人格権についても行使させないことを約するものとする。
- (3) 発注者は納品物の一部について差替え、削除及び追加の必要が生じた場合には、発注者又は受注者以外の事業者へ委託し、その改変を行うことができるものとする。
- (4) 発注者は、納品物を他の広報物に使用できるものとする。また、発注者が認める場合に、受注者は第三者による映像等の使用を了承するものとし、使用料がかからないこととする。
- (5) 上記(4)の場合において、受注者以外の著作権者の許諾が必要な場合には、受注者がその手続きを行うものとする。
- (6) 受注者は、納品物について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することと市、納品物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は受注者が負うものとする。
- (7) 映像、音楽等の著作権・肖像権処理等、権利関係に関する紛争が生じた場合は、受注者の責任において対応し、発注者は責任を負わないものとする。

10 その他留意事項

- (1) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と協議し、指示を受けること。
- (2) 委託内容等については、提案競技時点におけるものであり、契約締結の際、受注者と協議のうえ変更を加えることがある。
- (3) 事業の趣旨・目的をしっかりと理解し、ターゲットによる本市の子育て支援策への認知を高めるよう、十分な品質の成果品を納品すること。
- (4) 本業務の遂行に必要な交通費、消耗品費等はすべて委託費に含まれる。
- (5) 業務の再委託に際しては発注者と協議を行うこと。
- (6) 関係法令、条例等を遵守すること。
- (7) 個人情報及び情報資産の取り扱いについては、別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」を遵守すること。
- (8) 企画、構成、取材、撮影、録音、編集、その他制作にあたって発生する権利処理等の一切の業務を行うこと。
- (10) ユニバーサルデザイン及びダイバーシティの視点に留意すること。

別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」

1 基本的事項

受託者は、この契約に基づき委託された業務(以下「委託業務」という。)を実施するに当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)、福岡市情報セキュリティに関する規則(平成23年福岡市規則第51号)及び情報セキュリティ共通実施手順その他関係法令を遵守し、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なうことのないよう、個人情報及び情報資産を適正に取り扱わなければならない。

特に個人情報については、法第66条第2項において、受託者に行政機関等と同様の安全管理措置が義務付けられていることから、その保護の重要性を認識し、適正に取り扱わなければならない。

2 定義

(1)個人情報

法第2条第1項に規定する個人情報をいう。

(2)情報資産

次に掲げるものをいう。

- ・ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体
- ・ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報(OAソフトウェアで取扱われるファイルを含む)並びにそれらを印刷した文書
- ・ネットワーク及び情報システムに関連する文書

(3)機密性

情報の利用を認められた者だけがその情報を利用することができることをいう。

(4)完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていないことをいう。

(5)可用性

情報の利用を認められた者が、必要な場合に中断されることなく、情報を利用することができることをいう。

3 秘密保持

受託者は、委託業務に係る個人情報並びに情報資産及び情報資産に関する情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

4 従業者の監督等

受託者は、その従業者に委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報及び情報資産の安全管理が図られるよう、次に掲げる事項を周知し、その他必要かつ適切な監督を行わなければならない。

- ・委託業務に係る個人情報及び情報資産について、その適正な取扱い及び機密性、完全性、可用性の維持に必要な事項を遵守すること。
- ・個人情報を正当な理由なく利用したり、他人に提供したり、盗用した場合、法に規定する罰則が適用される場合があること。
- ・上記の各事項は、委託業務に従事中のみならず、従事しなくなった後も同様であること。
- ・従業員の情報資産へのアクセス権限は、担当業務の内容に応じた最小限の権限に限定するとともに、取扱う情報資産の重要度に応じて複数人による確認の実施等を行うこと。

5 作業場所の制限

受託者は、定められた履行場所以外で委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱ってはならない。ただし、福岡市(以下「市」という。)の書面による承認があるときは、この限りではない。

6 収集に関する制限

受託者は、委託業務の実施に当たって個人情報を収集するときは、この契約の目的を達成するため必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

7 使用及び提供に関する制限

受託者は、委託業務以外の目的のために委託業務に係る個人情報及び情報資産を利用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、市の書面による承認があるときは、この限りではない。

8 安全確保の措置

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産の適切な管理のために、市が求める個人情報保護及び情報セキュリティの体制を備えるとともに、その他必要な措置を講じなければならない。

9 複写、複製又は加工の制限

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産が記録された文書、電磁的記録等を複写、複製又は加工してはならない。ただし、市の書面による指示又は承認があるときは、この限りではない。

10 再委託の制限

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産については、自ら取り扱うものとし、第三者に当該個人情報及び情報資産の取扱いを委託してはならない。ただし、市の書面による承認があるときは、この限りでない。なお、市の承認により第三者に委託する場合は、当該第三者に対して、契約書及び特記事項に規定する個人情報及び情報資産の取扱いの義務を遵守させるものとする。

11 委託業務終了時の返還、廃棄等

受託者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、委託業務に係る個人情報及び情報資産を、市の指示に従い、市に返還し、若しくは引き渡し、又はその廃棄、消去等をしなければならない。なお、廃棄又は消去等をしたときは、廃棄又は消去等を行った旨の証明書を提出しなければならない。

12 報告及び監査・検査の実施

市は、受託者における委託業務に係る個人情報及び情報資産の取扱いの状況について、契約内容の遵守を確認するため、定期的に書面による報告を求め、必要に応じて監査又は検査をすることができる。

13 事故等発生時の報告

受託者は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう、又は損なうおそれのある事故並びに欠陥及び誤動作を発見したときは、直ちに市に報告し、市の指示に従わなければならない。

14 事故等発生時の公表

市は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう事故等が発生した場合、市民に対して適切な説明責任を果たすために必要な当該事故等の情報の公開を行うことができる。

15 契約の解除及び損害の賠償

市は、受託者がこの特記事項の内容に違反したときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。この場合において、受託者に損害を生じることがあっても、市はその責めを負わないものとする。